

（本号の目次）

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和 7 年(2025 年)8月15日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 8月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 8月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

（掲載判例 INDEX）

*「1.法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

（民事法）

【1】囲碁・将棋のコンテンツを配信、放送するY社がYouTubeに著作権の侵害を申告したことにより自身の動画が削除されたXは、人格的利益が民法709条の「法律上保護される利益」に該当する等と主張し提訴したが、不正競争防止法に基づく請求のみ認容された事例（2024年2月26日東京地裁）

参照条文等：憲法13条、民法709条

キーワード：人格的利益 法律上保護される利益 損害賠償請求

【2】コロナ禍でマスクを着用せず対局に臨んだことにつき日本将棋連盟が対局停止等の懲戒処分を行ったことは違法であるとし、Xは降級されずに在籍する地位の確認を求めたが、懲戒処分は裁量の範囲内とし、降級については法律上の争訟とは認められないとして請求を棄却した事例（2024年10月18日東京地裁）

参照条文等：民法709条、裁判所法3条1項

キーワード：法律上の争訟 懲戒処分 日本将棋連盟

（商事法）

【3】A社代表取締役Xは取締役Yから会社買収を紹介され当該会社の全株式を取得し、金融機関からの借入に連帯保証したが、その後同社が破産手続を開始しXは債務の代位弁済を余儀なくされたことから、XはYに任務懈怠があったとして損害賠償を求め請求が認容された事例（2024年4月9日東京地裁）

参照条文等：会社法429条1項、民法709条

キーワード：連帯保証 破産手続 任務懈怠

（知的財産）

【4】発明の名称を「RNA依存性標的DNA修飾およびRNA依存性転写調節のための方法および組成物」とする特許につき無効審判請求を不成立とした本件審決の取消訴訟で第1優先基礎出願に基づく優先権主張の利益を享受することができるとして請求を棄却した事案（2025年6月26日知財高裁）

参照条文等：パリ条約4条A項・H項

キーワード：出願時の技術常識 第1優先基礎出願に基づく優先権の主張 パリ条約

【5】発明の名称を「箱型船」とする特許権に基づく侵害行為差止等請求事件であって、被告の新規取付行為は本件発明の「実施」に当たるが、メンテナンス行為は「実施」に該当しないとした事案（2025年7月10日東京地裁）

参照条文等：特許法2条3項1号

キーワード: 発明の実施 生産 特許権

【6】原告は第43類「飲食物の提供」等を指定役務とし「珠屋」の文字部分、「TAMAYA」なる図形部分から成る商標につき商標登録出願をしたところ、拒絶査定を受け特許庁も不服審判を不成立としたため原告が審決取消を求める本件訴訟を提起したが棄却された事案(2025年7月17日知財高裁)

参照条文等: 商標法4条1項11号

キーワード: 出所識別標識 特定の観念 商標法4条1項11号

【7】原告は第41類「興行の企画・運営又は開催」等を指定役務とし「沖縄コレクション」の文字からなる商標を商標登録出願したが拒絶査定を受け、不服審判も特許庁に不成立とされたため、本件審決の取消を求めたところ、原告請求が棄却された事案(2025年7月24日知財高裁)

参照条文等: 商標法3条1項3号

キーワード: 商標法3条1項3号 自他役務識別標識 普通に用いられる方法で表示する標章

(民事手続)

【8】Y住宅管理組合の組合員XがYの規約又は民法645条の類推適用によりYが管理する文書の閲覧等を求めた事案で、規約や集会議事録以外の文書の閲覧等については団体の規約の定め等に委ねられていると解され、その範囲内での閲覧のみ認容した(2024年10月24日名古屋地裁)

参照条文等: 区分所有法30条1項・33条2項・42条5項、民法645条

キーワード: 住宅管理組合 文書の閲覧 団体自治

【9】XY間の4人の子供の親権者をYと定めて協議離婚したとされているところ、Xが親権者をYと定める協議はしていないとし親権者指定協議の無効確認を求めた事案で、人事訴訟として取り扱った上でXの請求を認容した(2022年10月20日東京家裁)

参照条文等: 人事訴訟法2条

キーワード: 親権者指定協議

(公法)

【10】宗教法人X所有の土地に借地人が地上17階の商業施設を建設し、1階から3階までが空洞で本堂への参道としたが、大阪市が境内地がないとして上記土地に課税処分をしたためXが取消を求めた事案。参道空間を床面積に換算した分を境内地と認定し課税部分を取消した(2023年6月29日大坂高裁)

参照条文等: 地方税法348条2項3号・702条の2、宗教法人法3条3項

キーワード: 宗教法人 境内地 固定資産税 課税処分

【11】憲法24条1項は異性同士の婚姻を想定し同性婚は保障範囲に含まれない、民法及び戸籍法の諸規定は婚姻の主体を異性同士としているにすぎず憲法14条1項に違反しない、同性婚を可能とする立法措置が講じられていないことをもって憲法24条2項に違反するとはいえない等と判示(2024年3月14日東京地裁)

参照条文等: 憲法14条1項・24条1項・2項、国家賠償法1条1項

キーワード: 結婚の自由をすべての人に 同性婚 国家賠償請求

【12】マンションの敷地の斜面が崩落し直下の道路を通行中の女子高生が死亡した事故で、遺族XがY(神奈川県)に、災害防止上必要な措置を取るべき義務に違反し、危険情報の収集義務、防災情報提供義務に違反した等として損害賠償を求めたが請求が棄却された事例(2024年5月24日横浜地裁)

参照条文等: 国家賠償法1条1項

キーワード: 斜面崩落 災害防止上必要な措置 危険情報の収集義務 防災情報提供義務

(社会法)

【13】障害者福祉施設を運営する社会福祉法人Y1に雇用されていたX1・X2がY1に対し雇用契約上の地位確認及び未払賃金等の支払を求めるとともに上司Y2乃至Y4によるパワーハラスメントによりうつ病を発症したとしてY2乃至Y4に慰謝料等の連帯支払を求め、請求がほぼ認容された事例(2024年2月20日仙台高裁)

参照条文等:労働基準法19条、民法709条・715条

キーワード:障害者福祉施設 雇用契約上の地位確認請求 パワーハラスメント

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

(民事法)

【1】東京地判令和6年2月26日 判例タイムズ1532号223頁

令和5年(ワ)第70052号 損害賠償請求事件(一部認容、控訴(後控訴棄却))

将棋のAI解説動画等を投稿するYoutuberであるXは、著作権を有する各動画について、YouTube等で囲碁及び将棋等のコンテンツを配信、放送するY社が、YouTubeに対し、著作権を侵害している旨の申告をしたため同各動画が削除されたとし、Yに対し、同申告が不正競争防止法2条1項21号の虚偽告知行為を構成するとともに、Xの人格的利益を侵害するとして同法4条及び民法709条に基づき損害賠償を求めた。Yは不正競争防止法及び不法行為に関する侵害論は争わず、X主張の人格的利益が民法709条の「法律上保護される利益」に該当するか否かのみが争点となった。

本判決は、人格的利益は明文上の根拠はなく、生命又は身体的価値を保護する人格権、名誉権、プライバシー権、肖像権、名誉感情、自己決定権、平穏生活権、リプロダクティブ権、パブリシティ権その他憲法13条の法意に照らし判例法理上認められるに至った各種の権利利益を総称するものであるから、人格的利益の侵害を主張するのみでは特定の被侵害利益に基づく請求を特定するものとはいえず、原告の主張は特定を欠き失当であるとし、不正競争防止法に基づく請求のみ認めた。

参照条文等:憲法13条、民法709条

【2】東京地判令和6年10月18日 判例時報2624号86頁

令和5年(ワ)第15294号 損害賠償請求事件(一部棄却、一部却下(確定))

公益社団法人(日本将棋連盟)が、コロナ禍において、対局においてマスクを着用しなければならない旨の臨時対局規定を施行し、鼻を露出した態様でのマスク着用で対局を行ったXが、立会人から複数回反則負け処分の可能性を指摘されても従わず、反則負け処分となり、実質的な対局の放棄であるとして法人がXに対し倫理懲戒規程に基づき3か月間の対局停止の懲戒処分を行った。Xは、懲戒処分等が違法であると主張して、主位的に不法行為に基づく損害賠償を請求し、予備的に懲戒処分等の無効を前提として、未払対局料の支払及び降級点(順位戦における棋士の年間の成績に応じて付され、累積により下のクラスへの降級となる)を持たずにクラスに在籍する地位の確認を請求した。

裁判所は、主位的請求について、法人の内部的事項にとどまらず、Xの生活基盤でもある報償金等に具体的な影響を生じさせる一般市民法秩序にかかわるものであり、規程の解釈・適用において法人の裁量逸脱を判断できるとして、司法審査の対象になるとしたうえで、懲戒処分等が法人の裁量の範囲内の行為であり、違法ではないとして、主位的請求を棄却した。また、予備的請求については、降級

点を持たない状態でクラスに在籍する地位にあるといえるためには、他の棋士との対局成績との対比におけるXの対局成績等を評価する必要があるところ、このような評価が司法判断の対象とならないことは明らかであるから、「法律上の争訟」とは認められず、地位確認に係る訴えは不適法却下を免れない、とし、その余の請求を棄却した。

参照条文等：民法709条、裁判所法3条1項

（商事法）

【3】東京地判令和6年4月9日 判例タイムズ1533号210頁

令和4年(ワ)第12234号 損害賠償請求事件(認容、控訴)

株式会社A(取締役会非設置会社)の代表取締役Xは、取締役に就任したYから会社の買収案件を紹介され、Yが買収条件等の折衝を行い、平成30年7月17日にA社が対象会社の全株式を1000万円で譲り受ける旨の株式譲渡契約を締結し、同年8月15日、Y立会いの下、Xは、債権者(金融機関)からの同社の借入れについて連帯保証したが、同社は株式譲渡契約締結の1か月後には運営資金が不足し、XはYの申し出により合計約800万円を貸し付けたが、同社は平成31年3月に破産手続開始の申立てをし、Xは債務の代位弁済を余儀なくされた。XはYに対し、取締役として重過失による任務懈怠があったとして、会社法429条1項及び民法709条に基づき損害賠償を求めた。

本判決は、Yは弁護士資格を有していることを前提に取締役に就任しており、高度の善管注意義務が求められるとし、対象会社は営業損失を累積させて債務超過になっており、貸借対照表計上の生命保険積立金約2022万円も実体がなかったこと等から、Xに保証人の責任を発生させ同社への求償も不能となる危険があったにもかかわらず、Yは、調査・情報提供等をする義務に違反し、却って、同社に財務的な不安はない旨述べて買収を強く勧める説明を繰り返していた等とし、重過失による善管注意義務違反を認め、6367万3834円の支払を認めた。

参照条文等：会社法429条1項、民法709条

（知的財産）

【4】知財高裁令和7年6月26日 裁判所HP

令和5年(行ケ)第10147号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(棄却)

発明の名称を「RNA依存性標的DNA修飾およびRNA依存性転写調節のための方法および組成物」とする特許について無効審判請求を不成立とした本件審決の取消訴訟で、第1優先基礎出願に基づく優先権主張の利益を享受することができるとして請求を棄却した事案。

(1)第1出願書類には、CRISPR/Cas9システムを真核細胞内の標的DNAに適用するという技術的思想が開示され、本件優先日当時の周知技術と組み合わせれば実施することが可能な程度に本件発明の具体的な説明が記載されていたものと認めるのが相当である。

(2)原告は、PAM配列が真核細胞内の標的DNA配列を切断するのに必要であることは、周知技術とはならないなどと主張する。しかし、本件優先日当時、真核細胞において、CRISPR/Cas9システムを利用してDNAを切断する際も、標的DNA配列の下流にPAM配列が存在する必要があるということは、当業者にとって容易に予測し、確認することができた事項というべきである。

(3)原告は、NLS・コドン最適化は、周知技術ではなかったなどと主張する。しかし、本件優先日の時点で、CRISPR/Cas9システムにおいて、NLS及びコドン最適化は、必須の技術ではなかったが、いずれも、多くの文献において実施が報告されており、CRISPR/Cas9システムにも応用可能な周知技術であったと認めるのが相当である。

(4)原告は、真核細胞への適用について実験に成功しておらず、過度の試行錯誤なく実施することが

できるものとはいえないなどと主張する。しかし、本件発明者らが第1優先基礎出願に係るCRISPR／Cas9システムを刊行物に発表した後、短期間に、多くの研究者により、CRISPR／Cas9システムを真核細胞に適用しゲノム編集ができたことが報告されたことが認められる。このことは、当業者において、第1出願書類の記載に基づき、過度の試行錯誤を要するまでもなく、本件発明を実施することができたことを示すものである。

(5)原告は、実施例のない第1出願書類の明細書の記載から、過度の試行錯誤を要することなくCRISPR／Cas9システムの真核細胞への適用をすることができるとはいえないなどと主張する。しかし、第1出願書類には、CRISPR／Cas9システムを真核細胞内の標的DNAに適用するという技術的思想が開示され、本件優先日当時の周知技術と組み合わせれば本件発明を実施することが可能な程度に具体的な記載がされていたと認められる以上、実施例の記載がなくても、なお、本件発明について本件優先日を出願日とする優先権の主張を認めることは妨げられないというべきである。

(6)以上によれば、本件発明は、第1出願書類全体の記載及び出願時の技術常識に基づき、実質的にみれば開示されていたというべきであり、本件特許に係る分割出願の対象となった国際特許出願がパリ条約4条Cの優先期間内にされたものであることは当裁判所に顕著であるから、本件発明は、パリ条約4条Aにより第1優先基礎出願に基づく優先権主張の利益を享受することができるものと認められる。

参照条文等：パリ条約4条A項・H項

【5】東京地裁令和7年7月10日 裁判所HP

令和6年(ワ)第70128号 特許権侵害行為差止等請求事件 特許権 民事訴訟(一部認容)

発明の名称を「箱型船」とする特許権に基づく侵害行為差止等請求事件であって、被告の新規取付行為は本件発明の「実施」に当たるが、メンテナンス行為は「実施」に該当しないとした事案。

被告は、顧客が第三者から購入した箱型船に対し、本件部品を取り付け、その動作確認後、上記箱型船を顧客に引き渡す行為(新規取付行為)をしているところ、本件特許の登録日以後の新規取付行為は、本件発明の構成要件に係る構成を新たに設置する行為であるから、特許法2条3項1号に規定する「生産」に該当することは明らかである。

また、被告は、本件特許の登録日以後、当該登録日より前に新規取付行為をした箱型船に対し、本件メンテナンス行為をしている。

特許登録前に製造された当該特許の構成要件を充足する製品に対し、特許登録後に上記製品につき加工や部材の交換をしたことにより、上記製品と同一性を欠く製品の新たな製造をしたと認められる場合には、当該製造は、特許法2条3項1号に規定する「生産」に該当するものと解するのが相当である。そして、上記にいう製品の新たな製造に当たるかどうかについては、当該製品の属性、特許発明の内容、加工及び部材の交換の態様のほか、取引の実情等も総合考慮して判断するのが相当であり、当該製品の属性としては、製品の機能、構造及び材質、用途、耐用期間、使用態様が、加工及び部材の交換の態様としては、加工等がされた際の当該製品の状態、加工の内容及び程度、交換された部材の耐用期間、当該部材の特許製品中における技術的機能及び経済的価値が考慮の対象となるというべきである(最高裁平成18年(受)第826号同19年11月8日第一小法廷判決参照)。

これを本件についてみると、被告製品の箱型船自体については、特段の耐用期間が定められているものではなく、本件メンテナンス行為の対象となる部品のうちpHセンサに限り、耐用期間が1年とされているため、毎年の本件メンテナンス行為により新品に交換されていることが認められる。本件メンテナンス行為は、箱型船全体のうち、耐用期間が1年とされているpHセンサに限り交換するものであるから、単に通常の用法に従って、箱型船の消耗品といえるpHセンサを交換するにとどまるものといえ

る。しかも、pHセンサの技術的機能をみると、pHセンサの検出値に基づいて酸原液の供給量を自動調節する原液供給装置を備える箱型船は、乙4公報に開示されているところであり、pHセンサが本件発明の本質的部分に係る構成であるとはいえない。のみならず、pHセンサの経済的価値についても、本件発明の技術的範囲に属する箱型船全体の価値に比べて、極めて僅かなものといえる。これらの事情の下においては、本件メンテナンス行為は、本件発明の本質的部分に係る構成を欠くに至った状態のものについて、これを再び充足させるものとはいえない。

したがって、本件メンテナンス行為は、被告製品の箱型船と同一性を欠く箱型船の新たな製造をしたものとはいえず、特許法2条3項1号に規定する「生産」に該当するものと解することはできない。

参照条文等：特許法2条3項1号

【6】知財高判令和7年7月17日 裁判所HP

令和7年(行ケ)第10010号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟（棄却）

原告は、「珠屋」の文字部分と、「TAMAYA」を図案化した図形部分から成る商標（本願商標）について、第43類「飲食物の提供」等を指定役務として商標登録出願をしたところ、拒絶査定を受けたため、拒絶査定不服審判を請求したが、特許庁が不成立の審決（本件審決）をしたので、原告が本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した事案。

本願商標では、「珠屋」の文字部分と図形部分とは分離して配置されている上、「珠屋」が大きく表されているのに対し、図形部分は「珠屋」の漢字一文字よりも小さく表されている。そうすると、本願商標の「珠屋」の文字部分は、商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えると認められ、本願商標の要部に当たる。称呼については、本願商標の要部である「珠屋」の文字部分からは「タマヤ」の称呼が生じ、図形部分からも「タマヤ」の称呼が生じ得る。

一方、引用商標「珠屋珈琲」では、「珠屋珈琲」が漢字4文字からなるひとまとまりの外観を有し、「タマヤコーヒー」の称呼が無理なく一気一息に称呼し得るとしても、分離観察をすることが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているとは認められないから、「珠屋」の部分抽出し、その部分だけを他人の商標と比較して商標の類否を判断することも許されるというべきである。

そして、本願商標の要部である「珠屋」の文字部分と引用商標の要部である「珠屋」の文字部分とを比較すると、商標の類否が離隔的観察によるべきことをも考慮すると、外観上、相当程度近似した印象を与えるものといえることができる。称呼については、いずれも「タマヤ」という同一の称呼が生じる。観念については、いずれも特定の観念が生じない。

以上のとおり、本願商標と引用商標は、それぞれの要部において、外観において相当程度近似しており、その要部の称呼は同一であり、特定の観念を生じないものである。したがって、本願商標及び引用商標を同一又は類似の役務に使用した場合には、通常、役務の出所について誤認混同を生ずるおそれがあるといえることができるから、本願商標と引用商標は、全体として、互いに類似するものと認めるのが相当である。

したがって、本願商標は、商標法4条1項11号に該当するから、本件審決の判断に誤りはないとして原告の請求は棄却された。

参照条文等：商標法4条1項11号

【7】知財高判令和7年7月24日 裁判所HP

令和7年(行ケ)第10025号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟（棄却）

原告は、「沖縄コレクション」の文字を標準文字で表してなる商標（本願商標）につき、第41類「興行の企画・運営又は開催」等を指定役務として、商標登録出願をしたところ、拒絶査定を受けたため、拒

絶査定不服審判を請求したが、特許庁が不成立の審決（本件審決）をしたので、原告が本件審決の取消しを求めた事案。

本願商標を構成する「コレクション」は、一般に「有名デザイナーなどの発表する、そのシーズンの一連の新作の発表会」を意味するものとして使用されることがある語であって、これと代表的な開催地の地名を結び付けた「パリコレクション」などの語は、ファッションに関係する役務の取引者、需要者に広く知られている。

加えて、ファッションショー等のイベントについては、開催地の地名に続けて「コレクション」の文字を組み合わせた名称が広く用いられており、新聞等においても、これらのファッションショーやイベントが当該名称とともに報道されている。その他、特定の地域で開催されたファッションショーについて、開催地の地名に続けて「コレクション」の文字を組み合わせた略称が、記事中で用いられている実情が認められる。

このような実情を踏まえると、本願商標「沖縄コレクション」は、その指定役務に含まれるファッションショーや、ファッションショーの要素を伴うイベントの企画、運営、開催について使用された場合、本願商標の指定役務である興行の開催等の取引者、需要者に、「沖縄で開催される、ファッションショー又はファッションショーを模した企画を含むイベント」という、役務の提供の場所及び役務の質（内容）を表示記述するものと一般に認識されると認められる。そうすると、「沖縄コレクション」を標準文字で表した本願商標は、少なくともその指定役務に含まれるファッションショーや、ファッションショーの要素を伴うイベントに係る役務につき、当該役務の特徴を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標である。

以上のとおり、本願商標は商標法3条1項3号に該当し、本件審決に原告主張の取消事由は認められないとして原告の請求は棄却された。

参照条文等：商標法3条1項3号

（民事手続）

【8】名古屋地判令和6年10月24日 判例時報2624号110頁

令和6年（ワ）第563号 情報開示請求事件（一部認容・一部棄却（控訴（控訴棄却）、上告受理申立））

区分所有法3条所定の団体であるY住宅管理組合の組合員Xが、Yの規約又は民法645条の類推適用によりYが管理する文書の閲覧及び写真撮影をさせるように求めた事案において、裁判所は、区分所有法が保管文書の一部についてのみ閲覧に関する定めを置きつつ（33条等）、謄写又は写真撮影に関する定めを全く置いていないこと（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律が法人保管文書について広範に閲覧及び謄写等に関する定めを置いているのとは異なる定めをしていること）等に照らすと、規約や集会議事録以外の文書の閲覧、保管文書の謄写又は写真撮影については団体の規約の定め等（いわゆる団体自治）に委ねられていると解され、Yの規約には総会議事録、会計帳簿、管理共有物台帳及び備品台帳の閲覧についての定めがあるのみで、その他の保管文書の閲覧の定めや文書の謄写又は写真撮影についての定めはいずれも置かれておらず、その他に謄写又は写真撮影を行う権利を根拠付ける総会決議がされたなどの事情も認められないから、Yにおいては区分所有法及び規約の定め限度で文書の閲覧が認められるにとどまるというべきと判示し、Xの請求のうち、Yの規約の定めに関連する文書の閲覧をさせるよう求める限度で認容し、その余の文書の閲覧及び写真撮影の請求は理由がないとして棄却した。

参照条文等：区分所有法30条1項・33条2項・42条5項、民法645条

【9】東京家判令和4年10月20日 判例タイムズ1533号245頁

令和3年(家ホ)第1026号 親権者指定協議無効確認請求事件(認容、控訴(後控訴棄却、上告、上告受理申立〔後上告棄却、上告受理申立不受理〕))

XY間には4人の子供がおり、戸籍上は、親権者をいずれもY(父親)と定めて協議離婚したとされているところ、X(母親)は、Xの不貞行為を知ったYから白紙の離婚届を示され、言われるままに署名押印したにすぎず、親権者をYと定める協議はしていないとし、同協議の無効確認を求めた。

本判決は、親権者指定協議無効確認の訴えは、人事訴訟法2条各号所定の訴えのいずれにも該当しないが、同条柱書きの「その他の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え」に当たるものとして取り扱うのが相当であるとし、本件では親権者をYとする合意がされていた、あるいは、Xが親権者をYとすることを認識認容していたというには説明の付かないことが多く見られるとし、親権者をYと定める協議はなされていなかったと認め、請求を認容した。

参照条文等:人事訴訟法2条

(公法)

【10】大阪高判令和5年6月29日 判例時報2623号77頁

令和4年(行コ)第164号 固定資産税及び都市計画税賦課決定処分取消請求控訴事件 変更・一部請求認容(上告・上告受理申立て)

宗教法人Xが所有している土地(68番5土地、うち西側2筆は、Xの本堂などの境内建物に該当する建物の敷地である「境内地」に該当するとして非課税とされていた)を月額1723万円余で賃借した借地人は、地上17階建て・延べ床面積2万0620.45㎡の商業施設を建設した。施設の1階から3階の中央部が空洞であり、その空洞が本堂に参拝するための参道(本件対象地)となっている。

本件は、Y(大阪市)の市長が、Xに対し、68番5土地に境内地がないと認定した上で課税処分をしたところ、XがYに対し、本件対象地は、境内地に該当するとして取消しを求めた事案である。

原判決は、本件対象地は、商業施設の敷地であるとして、Xの請求を全部棄却したが、本判決は、借地契約上、空洞は、借地人の使用収益の対象から除外され、68番5土地の地上空間は、商業施設と境内地の複合用途に用いられており、本件参道空間を床面積に換算すれば、1403.61㎡となるから、68番5土地に賦課された固定資産税等7601万4295円のうち484万4400円(床面積按分額)は、境内地に課税した違法なものであると判断し、この課税部分を取り消した。

参照条文等:地方税法348条2項3号・702条の2、宗教法人法3条3項

【11】東京地判令和6年3月14日 判例タイムズ1533号189頁

令和3年(ワ)第7645号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件(請求棄却、控訴)

同性同士の婚姻を希望するXらは、現行の法律婚制度を利用できる者を異性同士の婚姻に限定している現行民法及び戸籍法の諸規定は、憲法14条1項、24条1項2項に違反するにもかかわらず、Y(国)が正当な理由なく長期にわたって同性同士の婚姻を可能とする立法措置を講ずるべき義務を怠っているとして、国賠法1条1項に基づき慰謝料等の支払を求めた。

本判決は、①憲法24条1項の「両性」「夫婦」という文言からすれば、同条は異性同士の婚姻を想定しており、伝統的に婚姻は男女の生活共同体として家族の中核を形成するものと捉えられてきたこと等から、同性同士の婚姻は同条同項の保障範囲には含まれていないとし、②諸規定は同条同項を受けた同条2項に基づき婚姻の主体を異性同士としているにすぎず、国会に与えられた裁量権を考慮しても合理的な根拠が認められないとまではいえず憲法14条1項に違反しないとし、③同性同士のカップルは、現状、人格的利益の享受について大きな不利益を被っており、婚姻の主体を同性同士のみとする伝統的価値観は揺らいでいるとしつつも、制度の構築についてはなお複数の選択肢があり、国会の

立法裁量に委ねられており、法律上、同性同士のカップルが同様の法的利益を享受する等の制度が立法されていない状況が直ちに憲法24条2項に違反するとまではいえないとし、いずれの請求も棄却した。

参照条文等：憲法14条1項・24条1項・2項、国家賠償法1条1項

【12】横浜地判令和6年5月24日 判例タイムズ1533号178頁

令和5年(ワ)第363号 国家賠償請求事件(請求棄却、確定)

神奈川県逗子市所在のマンションの敷地の一部斜面が崩落し、直下の道路を通行中の女子高生が死亡した。遺族Xらは、Y(神奈川県)に対し、①斜面を急傾斜地崩壊危険区域に指定し災害防止上必要な措置を取るべき義務に違反した、②斜面の基礎調査を適切に行っておらず、危険探知義務及び危険情報提供義務に違反した、③事故前日に斜面の異常を知らせる報告を受けたにもかかわらず現場を確認しておらず、危険情報の収集義務、防災情報提供義務に違反した等として国賠法1条1項に基づき損害賠償を求めた。

本判決は、①事故の主因は乾湿、低温等による風化であるとした現地調査結果を指摘し、管理会社等から異常を知らせる連絡がなく、2回の基礎調査でも異常が見つからなかったこと等からYは具体的危険の切迫を予見できず、私有地であること等から仮に上記指定がされていたとしても崩落防止工事が実施され事故発生を防止できたとは認められない等とし、②事故前の2回の基礎調査が土砂災害防止法の求める水準を満たさないものであったとは認められないとし、③連絡内容は斜面の再調査の日程を確認するものであり、Yは異常を認識出来ず、ハザードマップ等により危険周知も行っていた等として、いずれの義務違反も認めず、請求を棄却した。

参照条文等：国家賠償法1条1項

(社会法)

【13】仙台高判令和6年2月20日 判例時報2623号103頁

令和5年(ネ)第77号 地位確認等請求控訴事件 一部変更(確定)

本件は、障害者福祉施設を運営する社会福祉法人Y1との間で雇用契約を締結し、勤務していたX1・X2がY1に対し、雇用契約上の地位確認及び未払賃金等の支払を求めるとともに、上司Y2～Y4によるパワーハラスメントによりうつ病を発症したとして、Y2～Y4に対し、不法行為に基づき、Y1に対し、不法行為又は使用者責任に基づき、慰謝料等の連帯支払を求めた事案である。

本判決は、原審同様、Y2～Y4の共同不法行為を認めるとともに、Xらは、共同不法行為によりうつ病を発症し、就労不能となったと認めるのが相当であるとし、X1の退職届提出は雇用契約の合意解約の申込みと解釈するのが合理的な意思解釈であり、Y1の承諾より前に、X1は退職届を撤回しており、X1の雇用契約の効力は失われることはない、X2が休職期間終了を理由に自然退職扱いにされたことについて、Y2～Y4のパワハラによりうつ病を発症したもので、業務上の疾病による休業であるから、労基法19条1項に反し効力を生じないとして、Xらの雇用契約上の地位確認をいずれも認容し、未払賃金等の支払を命じ、パワハラを理由とする損害賠償請求については、Y2～Y4の共同不法行為とY1の使用者責任に基づき、Yらが連帯して賠償すべきとし、慰謝料は原審と同様100万円に弁護士費用10万円を加えた各110万円とした。

参照条文等：労働基準法19条、民法709条・715条

(紹介済み判例)

名古屋地判令和6年8月8日 判例時報2624号102頁

令和5年(ワ)第3732号 削除請求事件(認容(確定))

→法務速報289号4番で紹介済み

最二決令和6年10月16日 判例タイムズ1533号22頁

令和6年(許)第5号 文書提出命令に対する抗告審の変更決定に対する許可抗告事件(破棄自判)

→法務速報283号11番で紹介済み

最三決令和6年10月23日 判例時報2624号32頁

令和6年(許)第1号 仮差押命令認可決定に対する保全抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(破棄差戻)

→法務速報283号9番で紹介済み

最一判令和6年10月31日 判例タイムズ1533号17頁

令和5年(受)第906号 地位確認等請求事件(破棄差戻)

→法務速報283号20番で紹介済み

大阪高判令和7年1月20日 判例時報2624号43頁

令和5年(ネ)第619号 損害賠償請求控訴事件(一部変更(確定))

→法務速報286号5番で紹介済み

2. 令和7年(2025年)8月15日までに成立した、もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

成立法令なし

3. 8月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

長野県弁護士会／編 第一法規 5,335円

新訂 不動産登記訴訟の実務 請求の趣旨を中心として

脇村真治／編著 商事法務 3,960円

一問一答 新しい民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続(デジタル化等)令和5年民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律★

東京弁護士会／編著 第一法規 4,290円

実例でつかむ 改正担保法

高中正彦 加戸茂樹／編著 荒木邦彦 九石拓也 島田浩樹／著 弘文堂 3,410円
実務の技法シリーズ4 交通賠償のチェックポイント(第3版)

阿部・井窪・片山法律事務所／編 有斐閣 5,500円
契約書作成の実務と書式(第3版)企業実務家視点の雛形とその解説

4. 8月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

梶村太市／監修 高井和伸 小泉友／編 青林書院 5,500円
最新裁判書式体系 第4巻 民事執行第Ⅰ巻

梶村太市／監修 高井和伸 小泉友／編 青林書院 6,600円
最新裁判書式体系 第4巻 民事執行第Ⅱ巻

木下潮音 小鍛冶広道 小山博章 湊祐樹／編著 有斐閣 3,300円
法律実務家のための人事労務管理の基礎知識★

藤代浩則 野村創 野中英匡 城石惣 田附周平 原香奈 白石義拓 黒川佳純／著 学陽書房 3,740円
実務の落とし穴がわかる!倒産事件のゴールデンルール30

鈴木満／著 第一法規 4,070円
実例で紐解く独禁法・下請法 元公取マンの弁護士だけが伝えられる事案解決の勘所

5. 発刊書籍<解説>

「一問一答 新しい民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続(デジタル化等)令和5年民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」
立法担当者により、オンラインでの申立や会議、記録の電子化などについて、民事、破産、労働、人訴、家事といった各分野における法改正の趣旨や内容が解説されている書籍であり、改正法施行後の実務のあり方を把握するにあたり有益な書籍である。

「法律実務家のための人事労務管理の基礎知識」

企業の人事労務につき、採用、労働時間、解雇等といったテーマにつき、法制度や裁判例、並びに実

務での留意点について解説されている書籍であり、実務において参考となる書籍である。

Copyright (C) 公益財団法人日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。